厚生労働省発基安 1214 第 1 号 令 和 4 年 1 2 月 1 4 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤



別紙「労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱」について、 貴会の意見を求める。

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 労働安全衛生法の規定による免許試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額を引き上げるこ

کے

第二 施行期日等

一 この政令は、令和五年四月一日から施行すること。

二 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。